

融資制度 事業目的別にみた主な融資制度

こんなとき、こんな条件でご利用できます。

| 資金の使いみち | | 主な融資制度 | 返済期間(以内) | うち元金返済 据置期間(以内) |
|---|---|---|----------|--------------------|
| 農業融資 | 効率的かつ安定的な農業経営を目指す担い手の経営改善 | | | |
| | ● 農地などの取得 | (認定農業者の方)農業経営基盤強化資金 (略称:スーパーL資金) | 25年 | 10年 |
| | ● 償還負担を軽減するための農業負債整理資金 (制度資金は除く) | (農業を営む個人、法人、集落営農組織など) 経営体育成強化資金 | 25年 | 3~10年 |
| | ● トラクターなどの農機具の取得 ● 農舎、温室、畜舎などの施設の整備 ● 家畜の購入・育成費、種苗代、施設のリース料など ● 農産物の加工販売など6次産業化のための施設の整備など | (エコファーマー、6次産業化・地産地消法 の認定を受けた方など)農業改良資金 | 12年 | 3~5年 |
| | ● 償還負担を軽減するための農業負債整理資金 | | | |
| | ● 農産物の処理加工、保管貯蔵、直売施設、農家民宿、体験型観光農園などの整備 ● 施設の稼働に関連する経費 | 農林漁業施設資金(略称:スーパーW資金) | 10~25年 | 3~5年 |
| | 新たな農業経営の開始 | | | |
| | ● トラクターなどの農機具の取得 ● 農舎、温室、畜舎などの施設の整備 ● 家畜の購入・育成費、種苗代、施設のリース料など ● 農産物の加工販売など6次産業化のための施設の整備 | (認定新規就農者の方) 青年等就農資金 | 12年 | 5年 |
| | 事業再生による農業者の再生・整理承継 | | | |
| | ● 事業の再生に必要な資金 | 経営体育成強化資金 | 25年 | 3年 |
| | 環境保全への取組み、生産基盤の整備や地域振興 | | | |
| | ● 家畜排せつ物処理施設の整備 ● バイオマス利活用施設の整備 ● 太陽光、地熱利用による発電施設などの整備 | 畜産経営環境調和推進資金 | 15~20年 | 3年 |
| | | 農林漁業施設資金 (環境保全型農業推進、バイオマス利活用施設) | 15~20年 | 3年 |
| | ● 用水路、排水路、農道の整備 ● ほ場、牧野の整備 ● 農業集落排水施設の整備 | 農業基盤整備資金 | 25年 | 10年 |
| | | 担い手育成農地集積資金 | 25年 | 10年 |
| セーフティネット機能 | | | | |
| ● 災害や社会的・経済的な環境変化などの影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金 | 農林漁業セーフティネット資金 | 10年 | 3年 | |
| ● 被災した生産設備の復旧 | 農林漁業施設資金(災害復旧) | 15~25年 | 3~10年 | |
| ベンチャーなど新規事業育成 | | | | |
| (新技術の導入、経営のシステム化、地域ブランドの確立などのための) ● 農産物の生産施設や機械の取得 ● 農産物の加工販売施設の整備 ● 試験研究施設の整備 ● 施設の稼働に関連する経費 | 農林漁業施設資金(特別振興事業) | 10~15年 | 3年 | |
| | 資本性ローン | 18年固定 | 8年固定 | |
| 林業融資 | 適切な森林整備 | | | |
| | ● 人工植栽、天然林の改良 ● 下刈、間伐などの森林の保育管理 ● 造林用機械の取得 ● 林道、作業道の開設・改良 | 林業基盤整備資金(造林・林道・利用間伐) | 15~55年 | 3~35年 |
| | | 森林整備活性化資金 | 30年 | 20年 |
| | 林業の担い手の経営改善 | | | |
| | ● 造林のための土地、林地の取得 ● 分収林の取得 | 林業経営育成資金 | 20~35年 | 20~25年 |
| | 地域資源を活用した山村活性化、国産材の供給・加工体制整備 | | | |
| | ● 林産物の処理加工施設の整備 ● 林産物の流通販売施設の整備 ● 素材生産施設・機械の取得 ● 森林レクリエーション施設の設置 | 林業構造改善事業推進資金 | 20年 | 3年 |
| | | 農林漁業施設資金 | 15~20年 | 3年 |
| | | 中山間地域活性化資金 | 15~25年 | 3~8年 |
| | セーフティネット機能 | | | |
| ● 災害や社会的・経済的な環境変化などの影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金 | 農林漁業セーフティネット資金 | 10年 | 3年 | |
| ● 復旧造林、林道の復旧 | 林業基盤整備資金(災害復旧) | 20~55年 | 3~35年 | |
| ● 被災した生産設備の復旧 | 農林漁業施設資金(災害復旧) | 15~20年 | 3年 | |

| 資金の使いみち | | 主な融資制度 | 返済期間(以内) | うち元金返済 据置期間(以内) |
|--------------|---|----------------|----------|--------------------|
| 漁業融資 | 漁業の担い手の経営改善 | | | |
| | ●漁具、漁船漁業用施設などの整備 ●漁獲物の処理加工施設の整備 ●漁業経営の改善に必要な長期資金 ●養殖用施設・作業船の整備 | 漁業経営改善支援資金 | 15年 | 3年 |
| | ●漁船の改造・建造・取得、漁船用機器の設置 | 漁船資金 | 5~12年 | 2年 |
| | 水産資源の適切な管理と持続的利用への取組み | | | |
| | ●漁場の改良・造成 ●種苗生産施設の設置 ●漁業環境保全のための施設の整備 | 漁業基盤整備資金(漁場整備) | 20年 | 3年 |
| | 漁村環境活性化 | | | |
| | ●漁港施設の整備 ●漁業集落排水施設などの整備 | 漁業基盤整備資金(漁港整備) | 20年 | 3年 |
| | セーフティネット機能 | | | |
| | ●償還負担を軽減するための漁業負債整理資金 | 漁業経営安定資金 | 15~20年 | 3年 |
| | ●災害や社会的・経済的な環境変化などの影響を受けた場合の経営の維持安定に必要な資金 | 農林漁業セーフティネット資金 | 10年 | 3年 |
| ●被災した生産設備の復旧 | 農林漁業施設資金(災害復旧) | 15~20年 | 3年 | |

| | | | | |
|---|---|-----------------------------|------|----|
| 食品産業融資 | 安全・安心な食品の安定供給への取組み | | | |
| | ●HACCP導入やその前段階の衛生・品質管理のための施設の整備など | 食品産業品質管理高度化促進資金(略称:HACCP資金) | 15年 | 3年 |
| | ●食品残さの再資源化、食品の流通対策、新規事業の育成に必要な施設の整備 ●米粉の新用途への利用の促進に必要な施設の整備など | 食品安定供給施設整備資金 | 15年 | 3年 |
| | 原料産地の農林漁業の振興と「農」と「食」の連携 | | | |
| | ●中山間地域の農畜水産物を使用した新商品、新技術の研究開発又は利用のための製造・加工・販売施設の整備 ●需要を開拓するための展示・販売施設の整備 | 中山間地域活性化資金 | 15年 | 3年 |
| | ●米加工品、乳製品などの新商品製造のための施設の整備など ●他の農産加工業への転換のための施設の整備など ●生産の共同化等の事業提携のための施設の整備など | 特定農産加工資金 | 15年 | 3年 |
| | ●イワシ、サバなどの水産加工施設の整備など | 水産加工資金 | 15年 | 3年 |
| | ●米、ミカン、トマト、豚肉、鶏肉などの新たな用途の事業化のための施設の整備など | 新規用途事業等資金 | 15年 | 3年 |
| | ●飲用牛乳の処理施設の整備 ●乳製品の製造施設の整備 ●牛乳、乳製品の流通合理化のための施設の整備 | 乳業施設資金 | 15年 | 3年 |
| | 農畜水産物の流通システム整備 | | | |
| ●卸売市場、場内業者施設の整備など ●生産者と食品製造業者が提携して実施する農漁業施設、食品製造関連施設の整備など ●生産者と食品販売業者が提携して実施する食品流通システムの整備 | 食品流通改善資金 | 15~25年 | 3~5年 | |

1 融資の限度額について

- 融資対象事業に対し、お客さまが負担する額の30~80%を上限に融資することとしています(一部、例外もあります)。
- 融資限度額が定められている資金については、その範囲内としています。

2 融資の利率について

- 利率は金利情勢によって変更することもあります。融資時の利率は返済が終わるまで変わらない固定金利です(資金によっては融資後10年経過するごとに利率を見直す方法も選択できます。また、林業融資において、融資後20年経過ごとに一律利率を見直す制度があります)。
- 資金によっては、ご返済期間に応じて異なる利率となります。
- なお、最新の金利は日本公庫のホームページ(<http://www.jfc.go.jp/>)でご覧いただけます。

3 食品産業融資の返済期間について

- 中小企業者に対するものは10年超に限ります(ただし、食品流通改善資金(食品生産製造提携事業施設、食品生産販売提携事業施設)における農林漁業者に対するものは除きます)。

4 ここに掲載した融資制度の一覧は、各資金の主な内容を記載したものです。詳しい内容については、お近くの日本公庫支店(農林水産事業)又は最寄りの業務委託金融機関の窓口にお尋ねください。

認定農業者に対するスーパーL資金の実質無利子化制度

[平成27年度条件改定]

「人・農地プラン」などに基づき、地域の中心となる経営体として位置付けられた認定農業者などを支援するため、貸し付け当初5年間の金利負担が実質無利子となる制度が措置されました。

スーパーL資金の実質無利子化制度の概要

| | |
|----------|--|
| 対象となる方 | 「人・農地プラン(地域農業マスタープラン)」に地域の中心となる経営体として位置付けられた認定農業者又は、農地中間管理機構から農用地などを借り受けた認定農業者 ^(注1、2) |
| 対象案件 | 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間に貸付決定した案件 |
| 資金の使いみち | 農業経営改善計画の目標達成に必要な設備資金、長期運転資金など ^(注3) |
| 融資限度額 | 個人：3億円(特認6億円)、法人：10億円(特認20億円) |
| 返済期間(以内) | 25年(うち据置10年) |
| 無利子となる期間 | 貸付当初5年間 |

(注1)「人・農地プラン」とは、集落・地域が抱える人と農地の問題解決のため

今後の地域の中心となる経営体はどこか 地域の中心となる経営体へどうやって農地を集めるか 地域の中心となる経営体とそれ以外の農業者を含めた地域農業のあり方などについて、集落・地域における話し合い、市町村による検討会を通じて策定されるものです。

(注2)東日本大震災で津波被害のあった6県50市町村においては「経営再開マスタープラン」に地域の中心となる経営体として位置付けられた認定農業者が対象となります。

(注3)経営の安定化(負債整理など)のための資金をご利用いただく場合、国庫補助事業の補助残部分をご融資の対象とする場合は、実質無利子化の対象となりません。

スーパーW資金(農林漁業施設資金)の拡充

[平成27年度条件改定]

認定農業者が農産物の高付加価値化や経営の多角化に取り組むために設立した子会社(アグリビジネス法人)が加工、販売事業などを行う場合に利用できるスーパーW資金が、次のとおり拡充されました。

1. 融資対象者であるアグリビジネス法人の構成要件の緩和(複数の認定農業者の組織する法人も対象)
2. 貸付金の使途の拡充(農家民宿や体験型観光施設などを追加)
3. 融資限度額の引き上げ(地域経済の活力維持に資する事業の場合などは90%)
4. 返済期間(据置期間)の延長(15年(3年)以内→25年(5年)以内)

スーパーW資金の概要

| | |
|----------|---|
| 対象となる方 | 認定農業者が加工、販売事業などを行うために設立した法人(アグリビジネス法人)であって、アグリビジネス強化計画を作成し特別融資制度推進会議の認定を受けた方 |
| 資金の使いみち | アグリビジネス強化計画に基づき実施する次の事業 ①農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農産物直売所施設、滞在型農園施設、農林漁業体験実習館及び農山漁村ふれあい体験宿泊施設の改良、造成又は取得 ②上記①に掲げる施設の改良、造成又は取得に関連して必要となる費用 |
| 融資限度額 | 事業費の80% ※以下の場合には事業費の90% 女性が代表取締役又は女性が役員を過半数を占める法人、常時従事者が1人以上増加する事業、地域特産物を利用する事業、訪日外国人の利用増加のための環境整備を行う事業、経費率を5%以上引き下げる事業、輸出環境を整備するための事業 |
| 返済期間(以内) | 25年(うち据置5年) |

特定農産加工資金の適用期限の延長

[平成26年度条件改定]

本制度の根拠となる特定農産加工業経営改善臨時措置法が、平成31年6月30日まで延長されました。また、これに伴い税制上の特例措置(特別償却、事業所税軽減)が平成28年3月31日まで延長されました。

特定農産加工資金の概要

| | |
|---------|---|
| 対象となる方 | 特定農産加工業者等(12業種)：かんきつ果汁製造業、非かんきつ果汁製造業、パインアップル缶詰製造業、こんにやく粉製造業、トマト加工品製造業、甘しょでん粉製造業、馬鈴しょでん粉製造業、米加工品製造業、麦加工品製造業、乳製品製造業、牛肉調製品製造業、豚肉調製品製造業 関連農産加工業者等(12業種)：果実加工食品製造業、こんにやく製品製造業、甘しょ加工食品製造業、馬鈴しょ加工食品製造業、米菓製造業、みそ製造業、しょうゆ製造業、めん製造業、パン製造業、ビスケット製造業、冷凍冷蔵食品製造業、食肉調製品製造業 ただし、中小企業者に限ります。 |
| 対象となる事業 | 次の①～③の事業に必要な施設の取得など及び①の事業に必要な試験稼働に要する費用など。 ① 新商品・新技術の研究開発、利用 ② 事業の転換 ③ 生産の共同化、合併など |
| 融資限度額 | 事業費の80% |
| 返済期間 | 10年超15年以内(うち据置3年以内) |

新たに、一般社団法人日本パン技術研究所及び公益財団法人日本食肉生産技術開発センターが高度化計画などの認定を行う指定認定機関となりました。これに伴いパン、牛豚の枝肉、内臓、部分肉製品を製造する事業者の方(と畜場、食肉センター)も本制度をご利用いただけます。

東日本大震災により被災された皆さまへの対応

農林漁業者及び食品産業事業者向け特例融資制度

1 対象となる方^(注1)

平成23年3月11日以降に発生した地震に起因する以下のいずれかの要件を満たす農林漁業者等(原則として、特定被災区域^(注2)には場、事業所その他の拠点を有している方に限る)

- (1) 本人の被災が罹災証明書などで確認できる農林漁業者等
- (2) 重要な取引先(出荷先、資材調達先など)の罹災証明書などが確認でき、かつ、その取引先の被災の影響で、売上の減少などが一定水準以上になることを確認できる農林漁業者等

2 制度の概要

| | 特例融資の内容 | 対象資金 ^(注3) |
|----------------|---|---|
| 返済期間・据置期間の延長 | 制度上の返済期間及び据置期間を、それぞれ3年延長 | 農業改良資金を除く全資金 |
| 実質無利子化 | 利子助成機関からの利子助成により、一定期間(最長18年間(林業のみ最長15年間))貸付利率を実質無利子化 ^(注4) | 【農業】スーパーL資金、経営体育成強化資金、農業基盤整備資金 【漁業】漁船資金、漁業経営改善支援資金、漁業経営安定資金、漁業基盤整備資金 |
| 実質的な無担保・無保証人融資 | 原則として、以下の取扱いとします。 ●担保：融資対象物件に限る(運転資金の場合などは不要) ●保証人：個人の場合は不要、法人の場合は代表者のみ | 【林業】林業基盤整備資金 【農林漁業共通】農林漁業セーフティネット資金、農林漁業施設資金 【食品産業】水産加工資金 |
| 融資限度額の引き上げ | (1) 農林漁業セーフティネット資金(資金使途：運転資金) 残高通算で1,200万円(特に必要と認められる場合は年間経費の12/12相当額又は粗収益の12/12相当額のいずれか低い額) (2) 農林漁業施設資金(主務大臣指定施設)(資金使途：災害復旧) 負担額又は1施設当たり1,200万円(漁船は7,000万円)のいずれか低い額 (3) 経営体育成強化資金(1「対象となる方」の(1)に限る) ≪再建整備資金 ^(注5) ≫ 個人2,000万円(特認3,500万円、特定5,000万円)、法人8,000万円 ≪償還円滑化資金 ^(注6) ≫ 経営改善計画の5年間(特認25年間)において支払われるべき負債の各年の支払額の合計額 なお、本資金の貸付額の合計限度額は個人2億5,000万円、法人8億円 (4) 漁業経営安定資金(1「対象となる方」の(1)に限る) ≪償還円滑化資金 ^(注7) ≫ 対象資金に漁業近代化資金を加えるとともに、漁業経営安定計画の5年間(特認10年間)において支払われるべき負債の各年の支払額の合計額と所定の金額から算出される額のいずれか低い額 | |
| その他 | 借入金の一部を資本とみなすことができる資本性ローン | スーパーL資金 |

(注1) 特定の資金(スーパーL資金、経営体育成強化資金、農林漁業セーフティネット資金(農業者に限る))については、原発事故の影響により事業用資産の損害を受けた方、取引先が原発事故の影響で事業活動の継続が困難となったことにより、売上減少や経費増加の影響を受けた方も対象となります。

1「対象となる方」以外で、原発事故による出荷制限、風評被害などを受けている農林漁業者等には、一定の要件の下で2「制度の概要」の「返済期間・据置期間の延長」及び「融資限度額の引き上げ」の(1)「農林漁業セーフティネット資金(資金使途：運転資金)」を適用します。

(注2) 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年5月2日法律第40号)第2条第3項に規定する特定被災区域。

(注3) 平成28年3月31日(青年等就農資金は平成28年3月10日)までに貸付決定した案件が対象。

(注4) 事業内容によっては、利子助成期間が5年になる場合があります。

(注5) 制度資金以外の営農資金を借り受けたために生じた負債の整理に必要な資金。

(注6) 農業の制度資金の負債を整理し、支払いを円滑にするために必要な資金。

(注7) 公庫資金の負債を整理し、新たな漁船などを計画的に取得する内容を含む計画を達成するための資金。